

令和 8 年度 税制改正要望事項

【令和 8 年度税制アンケートに基づいた意見・要望】

一般社団法人鳥取県法人会連合会

各 設 問	(意見・要望)
1.中小企業向け税制	・資本金 1 億円以下の普通法人等の軽減税率 1 5 %は所得年 8 0 0 万以下に適用されているが、これを年 1 0 0 0 万以下に引き上げ、頑張る中小企業を支援して頂きたい。あわせて、雇用拡大・賃金引上げを促進する上で制度の更なる拡充を望む。
2.企業の賃上げ	・賃上げ促進税制により、税負担を抑えた従業員の賃金アップは可能となったが、物価高騰の継続や社会保障費の負担増など、実質賃金は引き続きマイナスであり、抜本的な改革が必要である。
3.価格転嫁	・多少転嫁できているが、人件費については、仕入れに比べて値上げ交渉が難しい。
4.5 消費税/インボイス制度①②	・インボイス制度の導入にともなう課税仕入れに係る中小企業の過剰な事務負担を回避し、制度の円滑な運営に資するためにも、幅広く多くの中小企業が活用できるように、基準期間における課税売上高 5 千万円以下を元の 2 億円以下に引き上げて頂きたい。 ・中小企業は、1 万円未満の課税仕入れについて、インボイスがなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる措置が 6 年間適用されるが、金額を 3 万円未満に引き上げし、これを恒久化すること。 ・インボイスの保存がない課税仕入れにつき 3 年間は 8 割仕入税額控除、その後 3 年間は 5 割仕入税額控除であるが、これを全期間 8 割仕入税額控除にし、恒久化すること。 ・免税業者がインボイス登録申請した場合、売上の消費税額の 2 割を納税額とする措置が 3 年間適用されるが、これを恒久化すること。 ・消費税率の一本化等、事業者の負担軽減となるような

6.事業承継/後継者の決定状況 7.事業承継/事業承継税制	制度への見直しを求める。 ・特例事業承継税制は使い勝手が悪く、厳格な運用が求められる。 ・相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充と、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を強く求める。 ・制度の内容及び認定申請書類等の作成、手続きの簡素化を望む。
8.地方税/固定資産税	・再建築費を基準とした経年減点補正率により評価され、20%で残価となり、耐用年数省令による減価償却後の薄価と比べ高い評価額となり、また取引時価との乖離も大きい。したがって、経年減点補正率20%を引き下げるべきである。 ・少額資産の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すること。
9.所得税/基礎控除等 10.厚生年金の適用範囲の拡大	・物価上昇の中、手取りを増やすためには課税最低限度の引上げは必要だが、減税分の財源確保や社会保障施策と一体化した仕組みについて、議論すべきである。
11.厚生年金の企業負担割合	・大企業はともかく、中小企業にとって負担増は厳しい。また、労働者は条件の良い所へ流れるため、中小企業においてはますます人手不足の問題が加速する恐れがある。
12.行財政改革	・改革には、まずは歳出削減、権限移譲が優先的に必要。加えて、特殊法人等は見えにくい（不透明な）部分があり、見直しが必要。